

議案第10号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成28年2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(逗子市情報公開条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

- (1) 逗子市情報公開条例(平成13年逗子市条例第3号)第15条第12項
- (2) 逗子市個人情報保護条例(平成3年逗子市条例第18号)第27条第12項

(逗子市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 逗子市固定資産評価審査委員会条例(平成11年逗子市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第225号」を「昭和25年法律第226号」に改める。

第5条第2項第1号中「及び住所」を「又は名称及び住所又は居所」に、「若しくは」を「又は」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「氏名及び住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第7条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

（逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 逗子市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第55号を第56号とし、第54号の次に次の1号を加える。

- (55) 行政不服審査会委員

第2条第1項中「第54号」を「第55号」に改め、同条第2項中「第55号」を「第56号」に改める。

別表第1中「第54号」を「第55号」に改める。

（逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第4条 逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（逗子市市税条例の一部改正）

第5条 逗子市市税条例（昭和49年逗子市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(逗子市固定資産評価審査委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第2条の規定による改正後の逗子市固定資産評価審査委員会条例の規定（第1条を除く。）は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の公布に伴い、関係条例の整理をする要あるため提案する。